

## 一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 27 年 3 月 11 日

申請者 田中良弘

論文題目 行政上の処罰概念と法治国家-ドイツにおける行政罰の歴史的考察-

審査員 高橋滋(主査)、山田洋、薄井一成

申請者田中良弘氏の論文は、行政法学と刑法学との学際的領域である行政罰(行政上の秩序罰を含む)の制度・理論について、美濃部達吉博士の学説をはじめとして日本の立法・判例・学説に大きな影響を与えつつも、日本とは異なる発展を遂げたドイツの制度・理論を追うことを通じて、彼我の制度・理論の異同を丹念に跡付けることを試みた本格的な比較法研究である。

このような氏の論文の特長としては、次の諸点をあげることができる。第一に、本論文は、わが国において、多くの行政刑罰規定が実際には起訴されることが稀であるという点において、刑罰全体の威嚇力を損なうのみならず、検察官の恣意的な起訴の可能性を排除しないものとなっていることに対する強い問題意識を議論の出発点としている。そして、このような問題意識から、わが国とは異なる発展を遂げたドイツ法に範を求め、広範かつ包括的な分析を展開する氏の作業は、行政刑罰の制度を専ら行政上の実効性確保の見地から考察してきた、わが国の行政法学の支配的な趨勢に対する鋭い問題提起となっている。

第二に、正規の行政刑罰に加え、刑罰に該当しない行政上の制裁を含む行政上の処罰の制度・理論につき日独の法比較を行う上では、刑法・刑事訴訟法に関する的確な知識とともに、行政上の履行強制の制度等を含めた行政法規の実効性確保に関する議論の蓄積を踏まえた学際的な作業が必要となる。本論文は、このような困難を伴う作業を、日本法に大きな影響を与えてきたドイツ法を題材として成し遂げた点において、高く評価できる。

第三に、近世のポリツァイ条令の制定から現代の経済刑法・環境刑法の整備へと至るドイツの議論についてはわが国に膨大な先行研究があるものの、氏は、これらを丁寧にフォローしたのみならず、バーデン大公国ポリツァイ刑法典、1949年経済刑法・1952年秩序違反法の立法資料、刑罰と過料の振り分けの判断枠組みに関するドイツの学説等、制度史・理論史を把握する上で根幹的な意義を有する制度・理論について、わが国では未分析、未紹介の素材、資料・文献を発掘し、論旨に独自性と新たな説得力とを与えている。

そして、これらの論文の特長は、新司法試験合格、司法修習を経て検察官としての経験を積んだ後に、大学院博士後期課程において行政法の研究能力を深化させた、という氏の経歴、それを通じて得た資質・能力を、十分に発揮させた結果としてもたらされたものであり、法科大学院教育の豊かな可能性を実証したものとしても高く評価されるべきである。

なお、本論文の課題として、膨大な先行文献を踏まえた広範かつ包括的な分析を試みていることもあって、わが国における先行研究と重複している部分と、新たに資料・文献を発掘し、論旨に独自性と新たな説得力を付与した部分とを、読者に識別できるように記述する工夫が、結果的に不足していること等をあげることができる。もっとも、この点は、内容にかかわるものでなく、本論文の基本的な価値を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者田中良弘氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。